

# <人材派遣法改正> 社会保険法に関する 経過措置期限の延長について

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、人材派遣法改正における社会保険法に関する経過措置期限の延長について情報共有いたします。

皆様ご存知のとおり、2021年4月23日に改正後連邦労働法が官報公布され、その翌日の4月24日から改正法が施行されています。また、連邦労働法の改正と合わせて社会保障関連法および税法関連規定も改正されており、同時に改正法施行後の経過措置を定める附則（“附則”）も公表されていました。その附則において社会保険法関連は7月23日が期限と定められていたものの、同日、社会保険庁（“IMSS”）は、当該社会保険法（Ley del Seguro Social）に関する附則の期限を延長することを公表しています。

また、本トピックに関連して弊法人が発行しているスペイン語版のNewsletterもございますので、必要に応じてご参照ください。

[Flash: IMSS - Prórroga de plazos en materia de subcontratación \(27 julio 2021\)](#)

## <人材派遣法改正>

### 社会保険法に関する経過措置期限の延長について

当初、社会保険法に関する附則（附則第5～7条、各附則の概要については、下記参考情報を参照）は改正法施行日より90日を期限（2021年7月23日）としていましたが、その期限日である、2021年7月23日、IMSSは企業に検討のための十分な時間を提供することを目的として当該社会保険法に関する経過措置の期限を延長することを決定し、IMSSの公式ウェブサイト上でその旨を公表しています。

現在連邦政府から国会に法改正案が提出されており、下院において審議中となっています。今後下院および上院を通過すると、正式に経過措置の期限が延長されることとなります。なお、期限がいつまで延期になるかについては現状明らかになっていません。

(参考)

#### 附則第5条

雇用者が複数の労災クラスでIMSS雇用者登録を行っている場合、改正法施行日から90日以内に是正する必要があります。

**附則第6条**

専門サービス提供者は、改正法施行日から90日以内に必要な情報をIMSSに提出する必要があります。

**附則第7条**

従業員の移転が改正法施行日から90日以内に行われた場合、移転前に保障されていた労働者の権利が保持されることを条件に従業員の包括的移転（“Employer Substitution”）が行われたとみなされます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

**本ニュースレターに関するお問合せ先**

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.